

長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領

平成7年11月7日
決裁

(目的)

第1条 この要領は、別に定めるものを除くほか長崎市建設工事等有資格業者名簿及び長崎市物品等有資格者名簿に登載された者（以下「有資格業者」という。）の指名停止等について、必要な事項を定めることにより、本市（上下水道局を含む。）が発注する工事又は製造の請負、物品の購入、業務の委託等（以下「本市発注工事等」という。）の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表第1、別表第2及び別表第3の各号（以下「別表第1から第3までの各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、1の事案ごとに、それぞれ別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。ただし、必要があると認めるときは、次条第1項に規定する長崎市競争入札参加資格者指名停止審査委員会の意見を聴いて指名停止を行うものとする。

2 市長は、指名停止を行ったときは、本市発注工事等の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

3 第1項に規定する1の事案（第5条第1項、第5項及び第6項において同じ。）の適用については、原則として、刑法（明治40年法律第45号）の罪数の取扱いの例による。ただし、当該指名停止の期間が満了している場合は、この限りでない。

(指名停止審査委員会)

第3条 有資格業者の指名停止の審査を行うため、長崎市競争入札参加資格者指名停止審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員長は市長の職務を代理する第1順位の副市長をもって充てる。

3 委員は、別表第4に掲げる職にある者をもって充てる。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

5 委員会は、委員長が招集する。

6 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

7 委員会の庶務は、理財部契約検査課が行う。

8 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第4条 市長は、第2条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停

止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、第2条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 市長は、第2条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

（指名停止の期間の特例）

第5条 有資格業者が1の事案により別表第1及び別表第2の各号（以下「別表第1・第2各号」という。）の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表第1・第2各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表第1・第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1・第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第9号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第9号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表第1・第2各号、前2項及び次条第1号から第3号までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表第1・第2各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 市長は、1の事案において、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべ

き特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表第1・第2各号、前各項及び次条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 市長は、第2条第3項ただし書に規定する指名停止の期間が満了している場合の有資格業者について、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、本来1の事案として当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

7 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第6条 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表第1から第3までの各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

(1) 本市の職員が談合情報を得た場合又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4号又は第7号に該当したとき それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(2) 別表第2第4号から第9号までのいずれかに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。） それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(3) 別表第2第4号から第6号までのいずれかに該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。） それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく市長による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号から第6号までのいずれかに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（前3号に掲げる場合を除く。） それぞれ

当該各号に定める短期に1か月加算した期間

(5) 本市の職員又は他の公共機関の職員が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第7号から第9号までのいずれかに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号に掲げる場合を除く。） それぞれ当該各号に定める短期に1か月加算した期間

（指名停止の通知）

第7条 市長は、第2条第1項若しくは第4条各項の規定により指名停止を行い、第5条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第5条第7項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なくそれぞれ第1号様式から第3号様式までにより通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により当該有資格業者に通知をしたときは、建設工事等に関する事故、不正行為の相互通報制度要綱（長崎県要綱。昭和54年4月1日実施）に基づき、長崎県知事に対し遅滞なくそれぞれ第4号様式から第6号様式までにより通報するとともに、本市の部局長に対し、速やかにそれぞれ第7号様式、第8号様式又は第9号様式により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が本市発注工事等に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第8条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、随意契約による理由が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号から第7号までのいずれかに該当し、かつ、必要な改善措置がとられていると認められるときは、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方とすることができる。

（下請等の禁止）

第9条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が本市発注工事等の契約について、下請をし、又は受託することを承認してはならない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第10条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（措置要件以外の指名停止）

第11条 市長は、有資格業者に対し、別表第1から第3までの各号に掲げる措置要件以外の事由により指名停止を行うやむを得ない事由があると認めるときは、委員会の

審査を経て、指名停止を行うことができる。

(委任)

第12条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成7年11月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年6月1日から施行する。

附 則 (平成18年長崎市告示第419号)

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

附 則 (平成19年長崎市告示第240号)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年長崎市告示第225号)

(施行期日)

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長崎市建設工事等請負業者指名停止措置要領別表第3の規定は、この要領の施行の日以後の検査に基づき作成する工事成績について適用し、同日前の検査に基づき作成した工事成績については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年長崎市告示第153号)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年長崎市告示第214号)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年長崎市告示第570号)

この要領は、平成23年8月1日から施行する。

附 則 (平成24年1月11日長崎市告示第16号)

この要領は、告示の日から施行する。

附 則 (平成24年長崎市告示第186号)

(施行期日)

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長崎市建設工事等請負業者指名停止措置要領別表第3の規定は、この要領の施行の日以後の検査に基づき作成する工事成績について適用し、同日前の検査に基づき

作成した工事成績については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 3 月 15 日長崎市告示第 133 号）

この要領は、告示の日から施行する。

附 則（平成 25 年 7 月 8 日長崎市告示第 509 号）

この要領は、平成 25 年 7 月 8 日から施行する。

附 則（平成 25 年 9 月 12 日長崎市告示第 635 号）

この要領は、平成 25 年 9 月 12 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 2 日長崎市告示第 216 号）

（施行期日）

- 1 この要領は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 100 号。以下「改正独占禁止法」という。）の施行日前の独占禁止法違反行為について、改正独占禁止法附則第 2 条の規定により審判手続が開始された事案であって、この要領の施行日以後に審決されたものに係る指名停止については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 4 月 23 日長崎市告示第 288 号）抄

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成 27 年 10 月 1 日長崎市告示第 613 号）抄

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成 27 年 10 月 9 日長崎市告示第 639 号）抄

（施行期日）

- 1 この要領は、告示の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日長崎市告示第 176 号）

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 8 月 25 日長崎市告示第 673 号）

この要領は、告示の日から施行する。

附 則（平成 29 年 9 月 20 日長崎市告示第 735 号）

この要領は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 7 月 31 日長崎市告示第 484 号）

この要領は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 28 日長崎市告示第 261 号）

この要領は、告示の日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 24 日長崎市告示第 709 号）

この要領は、令和2年12月25日から施行する。

別表第1 事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 本市発注工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争入札参加申込書、競争入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、本市発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事等)</p> <p>2 本市発注工事等の施工（履行を含む。以下同じ。）に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>3 本県の区域内における工事等で前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事等」という。）の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、本市発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、本市発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 本市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)</p> <p>7 本市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上2か月以内</p>

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>ロ 有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p> <p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が本県の区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p> <p>3 次のイ又はロに掲げる者が本県の区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 本市発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、本市発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>5 本県の区域内における業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、本市発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>6 本県の区域外における業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、本市発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>3か月以上12か月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>2か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>1か月以上9か月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(公契約関係競売等妨害又は談合)</p> <p>7 本市発注工事等に関し、次のイ又はロに掲げる者が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>イ 代表役員等</p>	<p>4か月以上12か月以内</p>
<p>ロ 一般役員等又は使用人</p>	<p>3か月以上12か月以内</p>
<p>8 本県の区域内における他の公共機関が発注した工事等に関し、次のイ又はロに掲げる者が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（前号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>イ 代表役員等</p>	<p>3か月以上12か月以内</p>
<p>ロ 一般役員等又は使用人</p>	<p>2か月以上12か月以内</p>
<p>9 本県の区域外における他の公共機関が発注した工事等に関し、次のイ又はロに掲げる者が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>イ 代表役員等</p>	<p>2か月以上12か月以内</p>
<p>ロ 一般役員等</p>	<p>1か月以上12か月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p>	
<p>10 本市発注工事等に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、本市発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2か月以上9か月以内</p>
<p>11 建設業法の規定に違反し、本市発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p>	
<p>12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、本市発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、本市発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>

別表第3 その他

措 置 要 件	期 間
<p>(経営状態)</p> <p>1 経営状態が不健全であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から再建したと認められる日まで</p>
<p>(成績不良)</p> <p>2 本市発注工事等の施工に当たり、長崎市建設工事等検査要綱（昭和60年1月1日施行）第13条の規定に基づき作成された工事成績評定通知書の評定点（以下「工事成績」という。）が次のいずれかに該当し、本市発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。この場合において、次の2以上の措置要件に該当したときは、当該措置要件のうち、いずれか長い方の期間とする。</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>イ 工事成績が60点未満を施工したとき。</p>	<p>3か月</p>
<p>ロ 工事成績が60点未満を3年間に2回施工したとき。</p>	<p>6か月</p>
<p>ハ 工事成績が60点未満及び60点以上70点未満を3年間に各1回施工したとき。</p>	<p>5か月</p>
<p>ニ 工事成績が60点以上70点未満を3年間に2回施工したとき。</p>	<p>4か月</p>
<p>3 前号の措置を受けた者が、当該指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、次のいずれかに該当したとき。</p>	<p>前号による期間に次の期間を加算</p>
<p>イ 工事成績が60点未満を施工したとき。</p>	<p>3か月</p>
<p>ロ 工事成績が60点以上70点未満を施工したとき。</p>	<p>2か月</p>
<p>(その他)</p> <p>4 長崎市上下水道局の指名停止を受けたとき。</p>	<p>当該指名停止期間が終了するまで</p>

別表第4（第3条関係）

部 局	委 員
理 財 部	部 長
	契約監察監
環 境 部	部 長
水 産 農 林 部	部 長
土 木 部	部 長
ま ち づ く り 部	部 長
建 築 部	部 長
中 央 総 合 事 務 所	所 長
東 総 合 事 務 所	所 長
南 総 合 事 務 所	所 長
北 総 合 事 務 所	所 長
上 下 水 道 局 事 業 部	部 長

第1号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者氏名

様

長崎市長

印

長崎市上下水道事業管理者

印

競争入札参加の指名停止について（通知）

このことについて、次のとおり指名を停止する。

1 指名停止期間

年 月 日から

年 月 日まで（ か月）

2 理由

第2号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者氏名

様

長崎市長

印

長崎市上下水道事業管理者

印

競争入札参加の指名停止の期間の変更について（通知）

さきに、 年 月 日付け 第 号をもって通知した競争入札参加の指名停止について、次のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知する。

- 1 変更前の指名停止期間 年 月 日から
年 月 日まで（ か月）
- 2 変更後の指名停止期間 年 月 日から
年 月 日まで（ か月）
- 3 変更理由

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者氏名

様

長崎市 長

印

長崎市上下水道事業管理者

印

競争入札参加の指名停止の解除について（通知）

さきに、 年 月 日付け 第 号をもって通知した競争入札参加の指名停止について、次のとおり当該指名停止を解除したので通知する。

1 指名停止解除日 年 月 日

2 解除理由

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

長崎県知事 様

長崎市長 印

長崎市上下水道事業管理者 印

有資格業者の指名停止について（通知）

このことについて、次のとおり指名を停止することになったので、通知します。

1 商号又は名称
代表者氏名
所在地

2 指名停止期間 年 月 日から
年 月 日まで（ か月）

3 理由

第5号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

長崎県知事 様

長崎市長 印

長崎市上下水道事業管理者 印

有資格業者の指名停止の期間の変更について（通知）

さきに、年 月 日付け 第 号をもって通知した有資格業者の指名停止について、次のとおり当該指名停止の期間を変更したので、通知します。

1 商号又は名称
代表者氏名
所在地

2 変更前の指名停止期間 年 月 日から
年 月 日まで（ か月）

3 変更後の指名停止期間 年 月 日から
年 月 日まで（ か月）

4 変更理由

第6号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

長崎県知事 様

長崎市長 印

長崎市上下水道事業管理者 印

有資格業者の指名停止の解除について（通知）

さきに、 年 月 日付け 第 号をもって通知した有資格業者の指名停止について、次のとおり当該指名停止を解除したので通知します。

1 商号又は名称
代表者氏名
所在地

2 当初の指名停止期間 年 月 日から
年 月 日まで（ か月）

3 指名停止解除日 年 月 日

4 解除理由

第7号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

有資格業者の指名停止について（通知）

このことについて、次のとおり指名停止することになったので通知する。

1 商号又は名称
代表者氏名
所在地

2 指名停止期間 年 月 日から
年 月 日まで（ か月）

3 工（業）種

4 理由

第8号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

有資格業者の指名停止の期間の変更について（通知）

さきに、 年 月 日付け 第 号をもって通知した有資格業者の
指名停止について、次のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知する。

1 商号又は名称
代表者氏名
所在地

2 変更前の指名停止期間 年 月 日から
年 月 日まで（ か月）

3 変更後の指名停止期間 年 月 日から
年 月 日まで（ か月）

4 工（業）種

5 変更理由

第9号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

有資格業者の指名停止の解除について（通知）

さきに、 年 月 日付け 第 号をもって通知した有資格業者の
指名停止について、次のとおり当該指名停止を解除したので通知する。

1 商号又は名称

代表者氏名

所在地

2 当初の指名停止期間

年 月 日から

年 月 日まで（ か月）

3 工（業）種

4 指名停止解除日

年 月 日

5 解除理由